

三世代同居等の子育て世帯の 転入・定住費用を助成しています

安芸市では、子育て世帯の移住・定住を促進することを目的に、三世代が同居や近居となる子育て世帯の転入を支援します。

◎補助対象経費・補助金額

下記☆のどちらかを補助

☆①②合わせて上限20万円を補助

①引越費用 … 引越し業者への支払い費用

※レンタカー等を借りて自ら引越した場合や、友人等に手伝ってもらい引越しをした場合の経費は対象外。

②住居費(賃貸借) … 賃貸借契約の際に要する仲介手数料

☆③④合わせて上限24万円を補助

③住居費(購入) … 購入費

④住居費(改修) … 住宅改修業者が行う改修費

※勤務先からの住居手当等は除いて算出。

※予算の範囲内で補助を実施。

◎対象者の主な要件

- 三世代同居等となる子育て世帯の父または母
 - 子育て世帯および親世帯の全員が市外から安芸市への転入者
(現に親世帯が安芸市に居住している場合は、子育て世帯のみが転入)
 - 安芸市内に転入後、1年を経過していないこと
 - 子育て世帯及び親世帯に安芸市税等の滞納がないこと
- などの要件をすべて満たした者

- ・子育て世帯 … 18歳未満の者(出産予定を含む)とその父や母で構成され、同居している世帯
- ・親世帯 … 子育て世帯の親(祖父母含む)の世帯
- ・三世代同居等 … 子育て世帯と親世帯が、安芸市内において同居または近居すること
- ・同居 … 子育て世帯と親世帯が同一の住宅に住所を有し、居住すること
- ・近居 … 子育て世帯と親世帯が安芸市内に居住すること

◎申請期間

令和3年4月1日～令和4年3月31日

申請・問い合わせ先

安芸市役所 企画調整課 企画係 〒784-8501 高知県安芸市矢ノ丸1-4-40

電話:0887-35-1012 FAX:0887-35-4445 E-mail: kikaku@city.aki.lg.jp